

評価細目の第三者評価結果

(さんぴこ保育園)

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	理念・基本方針は、法人の内容を踏襲する形で策定され、ホームページ・パンフレットに明記されており、所内掲示もされている。又、職員には毎年更新される重要事項説明書の内容を年初の職員会議で説明している。利用者には更新したしおりを元に入園時と併せ、年度替わりの進級懇談会でも説明し、継続的な取組を行っている。

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	地域の保育関連の福祉計画の策定動向に付いては、市の三郷ニコニコプランを把握データを収集すると共に、併せて利用者の動向に付いては、法人内で各種コスト・利用者推移・利用率等の分析を行っている。
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b	現状で大きな課題である利用者の確保に向け、「選んで貰える保育園」を目指し色々な経営課題に取り組んでいる。対応策に付いては理事会で検討が進められているが、職員への説明は行われていない。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b	中期計画は期間5年でのビジョンの実現に向け策定されており、理念・基本方針の実現に向け具体的に重点課題を決め取り組んでいるが、評価・見直しの仕組みは策定されていない。
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c	単年度の事業計画には中期計画で策定された重点項目が反映されておらず、ほぼ「行事計画」になっており一連のPDCAの管理形態になっていない為、計画策定/実施/評価/見直しを確認出来ない。
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	c	事業計画の策定に関し、職員の参画はなく改善の為のPDCAの展開がなされていない為、定められた時期や手順に基づいた評価・見直しは実施されていない。又、事業計画を職員に説明する場面は設定されていない。
I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	c	事業計画を利用者に説明する機会は設けていない。又、家族会等も設置されていない為、利用者に内容を伝達し利用者の参加を促す観点からの周知・説明の機会は設けられていない。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	職員の自己評価は、各人が毎月行う物と年1回、細微に亘り行なわれる人事考課を兼ねて行なう内容を実施している。サービスの質の向上に向けた取組が確認出来ない。第三者評価は2度目の受審となる。
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	職員会議にて日々の保育の中から出てきた課題に付き、共有し確認した上で改善策を検討している。改善計画の策定や実施状況の評価を行ない見直しに繋げる様な一連の手順や実施方法は決められていない。

評価結果詳細(さんぴこ保育園)

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b	管理者は年度初めの園だよりや事業計画での保育計画に、園の運営や管理に関わる取組等に付き表明している。職務分掌を策定し自らと職員の役割と責任に付き、表明している。有事の際の権限委譲に付いては確認出来ない。
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b	管理者は遵守すべき法令に関して理解しているが、研修等への参加に付いては計画していたが頓挫している。法令等に関する情報を得た場合は、把握した上、職員への周知に努めている。
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	管理者は日々の保育の中での課題に付き、継続的に把握に努め、評価・分析を行なっている。具体的には職員会議の中で改善の取組を明示し、指導力を発揮している。主任/園長とは日常の中で改善の方向付けをする等、具体的な取組を行なっている。
	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b	「子供個々を大事にしたい」とのコンセプトの元、職員会議に於いて司会を担当する事で課題の方向付けを行ない、共有の課題として指導する様、進めている。シフト希望表の提示を受け付け職員が働きやすい職場作りに配慮している。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	人員計画に付いては現状の人員(公の配置基準に基づいた員数)を基本とし、退職等が発生した場合に補充する方式になっている。人材の育成に関しては、新入社員/中途入社社員教育マニュアルの育成方針により指導を進めている。
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a	「期待する職員像等」は、就業規則に明確に謳っている。人事基準に付いては、就業規則に決められた評価基準に基づき管理されている。昇給は基本、年功によるが年1回評価され決定される。同時に評価面談も行われ、今後に付いての職員の意向・意見を確認し、将来が描ける様、配慮している。
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a	職員の相談事は、理事長/園長が受け付ける旨、職員に伝達されている。福利厚生に付いては、就業規則に規定されている。ワークライフバランスに対する配慮としては、基本的にはシフト勤務により残業は殆どなく、仕事と子育ての両立を支援する事業所として埼玉県「多様な働き方実践企業」に認定されており、近年の退職者は殆どいない。
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c	目標管理制度は導入されていない。
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	「期待する職員像等」は、就業規則に明確に謳われており、職員に必要な資質等も明示されている。年度毎に職員の教育研修計画を作成し、各々の辞令書に示している。教育計画の内容・カリキュラムは年度毎に見直しを加え、必要に応じて変更される。
Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b	新任職員に対するOJTは「全体的な計画」を標準的な実施方法としてマニュアル的に活用し、進められる。階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の様な教育体系に基づく展開はされていない。教育研修簿には受講実績が記録されており、必要に応じて外部研修の勧奨を行なっている。
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	実習生マニュアルが整備されており、基本姿勢を明文化している。実習生に付いては、学校側と実習内容に付いて連携しプログラムを整備すると共に、実習期間中において継続的な連携を維持して行く為に訪問日を設定する等、工夫を行っている。

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	ホームページの活用により、保育理念や方針・目標、特徴や施設紹介等を行なっており、地域に対し園の内容を説明しているが、事業計画・報告・予算・決算情報等は公開されていない。第三者評価の受信内容や苦情・相談の体制や改善内容は園内に公表している。
Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	c	事務・経理・取引等に関するルールに付いては、確認出来ない。内部監査や外部監査(公認会計士等)は行なわれていない。

評価結果詳細(さんぴこ保育園)

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	b	運営規程に地域との関わり方に付いて、基本的考え方を文書化している。地域から要望があれば、活用できる社会資源の情報等を掲示板に掲載している。地域の活動には殆ど参加していない。食育の一環として近隣の農家に農産物の収穫を手伝わせて貰ったりしている。
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b	ボランティアの受入れ時のオリエンテーションの内容や受入れ体制等は整えているが、マニュアルはなく、受入れ実績はない。学校教育との関わりについては、小規模保育園の為、殆どない。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	当該地域の関係機関・団体・社会資源を明示したリストを作成し、職員に周知している。市役所の健やか課や児童相談所と定期的に連絡会を持ち、共通の課題に付き連絡会を設けている。利用者のアフターケア等、相談があった場合は速やかに対応している。着がえ時等で虐待が予想される場合には、市役所と連携の上、児童相談所に届け出ている。
	第三者評価結果	コメント
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	b	園の職員に地域の民生委員・児童委員を受託している職員がおり、その関係で連携して福祉ニーズの把握に努めている。地域住民に対する相談事業等は行っていない。地域の各種会合への参加や交流等は行っていない。
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われている。	b	地域からの要望として、町会のビラ配りや防犯の見回り、祭の手伝い等、地域に関わる活動として街作りの一環として行っている。保育所の専門性を活かした相談事業等は行っていない。災害時には園で所有しているAEDの貸出を行なう旨を公開して

評価対象III 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
III-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	保育理念や保育方針に「利用者本位」の園である事を謳い、就業規則にも「期待する職員像」を明示し職員の実践を促している。倫理綱領は策定されていないが就業規則に懲戒に関する規程等が策定されている。職員の標準的な実施方法として、利用者の尊重や基本的人権への配慮に付いても記載のある「全体的な計画」をマニュアル的に使用している。精査や文化の違いを尊重する様、確認し保護者へも理解を促している。
III-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	b	プライバシー保護とは他人に知られたくない個人の情報を守る事であり、個人情報保護とはその情報により個人を特定できる様な情報の流出を防ぐ事である。ここではプライバシー保護に特定した対応の状況を確認しているため、規程・マニュアルの整備状況(不備)や利用者・家族に対するプライバシー保護と権利擁護に関する周知状況(取組未)を確認している。
III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
III-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	図・絵・写真を用いて分かり易く工夫されたパンフレットを園と施設に置いている。利用希望者にはその他、園のしおりや重要事項説明書を用いて説明を行なっている。見学希望があれば随時対応している。説明資料は年度毎に見直しを行なっている。
III-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a	サービスの開始・変更時には、契約書の取り交しを行なうと共に同意書の提出も行なわれ利用者の自己決定の確認をしている。説明は重要事項説明書と園のしおりを用いて読み合わせをする等、理解しやすい様に工夫している。外国人等、言葉が通じない利用者(保護者)には翻訳機を使用する等で対応している。
III-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a	他の保育所や地域・家庭への移行に当たっては、手続きは市役所経由となる為、市からの要望に基づき児童票等を提出している。又、退園後の相談等があれば、随時対応している。連絡先等が確認出来る手続文書は、市役所経由で利用者へ渡される。
III-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
III-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b	定期的に行なわれる利用者満足度調査の様な事は行なわれていない。又、満足度を確認する為に職員が参加する利用者会や家族会等も実施されていない。利用者満足に関するデータがない為、分析や改善策の立案等は行なわれていない。日々の保育の中で子供の満足度は確認している。

評価結果詳細(さんぽこ保育園)

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b	苦情・相談の解決の仕組みは、入園時に配布される重要事項説明書に掲載されており、所内掲示もなされている。利用者が申し出し易い様に配慮した、ご意見箱や苦情記入カードは準備されていない。現在までの所、実績はないが申し出があれば記録し、検討内容は家族にフィードバックされ、同意があれば公表する仕組みとなっている。
Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a	苦情・相談の仕組みの中で、園の窓口だけではなく市や県にも窓口がある事を伝えている。内容を掲載した重要事項説明書は入口の分かり易い所に掲示しており、相談スペースも確保されている。
Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	苦情・相談の仕組みに従い対応方法を決めており、随時受け付けている事と併せ連絡帳での情報交換を密に行ない、送迎時には極力声かけをする様、配慮している。意見箱の設置やアンケートはおこなっていない。意見等から室の向上に結び付く様があれば「全体的な計画」に反映される。
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	月1回の職員会議の議題として、リスクマネジメント及びヒヤリハットの検討時間を設けており、課題があればその中で検討される。事故発生マニュアルは策定されている。ヒヤリハットの情報収集が行われ対応策が検討されているが、要因分析を行なった上、対策を決めた方が良いと感じられる。安全研修は年1回、全体研修として外部講師を招聘し行なわれる。
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	各種感染症の予防策・対応策は、各種マニュアルが作成されており職員に周知徹底されている。マニュアルは感染症ガイドラインに沿って策定され、変更都度改訂されている。感染症の発生情報等は、メールと園内掲示により保護者に伝達される。
	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	b	災害時対応マニュアルは策定されているが、安否確認方法が曖昧になっている。事業継続計画は今後の課題。災害用備蓄はリストに従い行なわれている。防災訓練は災害発生時の行動手順に従い、避難・通報訓練を行なっている。
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a	標準的な実施方法については、「全体的な計画」を基本にマニュアルとして考えている。利用者の尊重や権利擁護を含み策定されており職員のパイプルのな位置づけとして活用されている。年1回見直しされ更新される。
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	標準的な実施方法として位置付けられる「全体的な計画」については、年度末に全体の見直しをする事と併せ、職員や利用者等からの意見や提案の中からも反映される部分があり、それは年度中にも必要に応じて反映されている。
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a	アセスメントは決められた様式に従い、入所時に提出して貰っている。個々の児童の個別的課題で全体的な合議が必要な場合はアセスメント等に関する合議を適宜行なっている。アセスメント票から個別保育計画を作成する際も、必要に応じて合議が持たれる。個別保育計画には保護者のニーズが明示されており、月案の作成時に振り返りや評価が行なわれている。支援困難ケースの対応については、保護者・市役所・養育支援センターとも協議し、適切に対応している。保育の実践は全体的な計画に基づき行なわれている。
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a	個別保育計画については、月案作成時に評価・見直しを行なう仕組みになっている。変更があれば適宜、関係職員と情報共有がされ、その内容が質の向上に関わる場合は、標準的な実施方法(全体的な計画)に反映される。
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a	利用者の身体状況や生活状況等は、乳幼児健康カードに逐次把握し記録している。個別保育計画は月案作成時に個別に記録され、上長の確認を得てファイルされる。書き方等は提出された時に同時に行なわれている。情報伝達は、月1回の職員会議・給食会議の際に行なわれる他、各職員に支給された携帯を利用(チャットワーク)して情報伝達の分別がされる。
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a	文書・記録の管理に関しては、園長の責任の元、個人情報保護規程に規定されている。情報漏洩等に関しては入職時に誓約書の提出が求められ、就業規則に懲罰規定も策定されている。教育や研修は階層別研修に織り込まれている。

評価対象Ⅳ 内容評価基準

A-1保育内容

A-1-1(1) 保育課程の編成		
A-1-1(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子供の心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a	全体的な計画は、保育理念・保育方針や目標、児童憲章・児童の権利に関する条約・児童福祉法・保育所保育指針等の趣旨を捉えて編成している。全体的な計画は、職員参画の元、年1回評価・見直しが行なわれるが、逐次、変更できる仕組みになっている。
A-1-1(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-1(2)-① 生活にふさわしい場として、子供が心地良く過ごすことのできる環境を整備している。	a	室内の温度・湿度・換気・採光・音等の住環境は、常に適切な状態に保持している。コロナ蔓延の時期でもあり、設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。なるべく家庭と同じ様な雰囲気になる様、配慮している。0~2歳の保育所であるので、住食は同じ場所提供している。
A-1-1(2)-② 一人一人の子供を受容し、子供の状態に応じた保育を行っている。	a	子供の欲求を受け止め、子供の気持ちに沿って適切に対応している。基本的に良く聞く、子供に分かりやすい言葉遣いで、穏やかに話す、せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いない等に配慮しながら保育している。
A-1-1(2)-③ 子供が基本的な生活習慣を身に付けることができる環境の整備、援助を行っている。	a	子供が基本的な生活習慣を身に付ける事が出来る様、子供の主体性を尊重しながら強制する事なく、一人一人の子供の状態に応じて活動と休息のバランスが保たれる様、配慮している。段々と集団行動が出来る様になり基本的な生活習慣を身に付けることの大切さについて、子供が理解できるように働き掛けている。
A-1-1(2)-④ 子供が主体的に活動できる環境を整備し、子供の生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	遊具を増やす等、子供が自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。散歩や外遊びを増やし身近な自然と触れ合うことができるよう工夫している。食事のマナーや挨拶の週間等、社会的ルールや態度を身に付けていく様、配慮している。地域の人たちに接する機会として農家に産物の収穫をさせて貰ったり、老人会を訪問する等、社会体験が得られる機会を設けている。
A-1-1(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	子供が保育士に対し愛着関係が持てる様、なるべく話しかける様にしたり、特定の保育士が担当する等に配慮している。一人ひとりの発達過程に応じて、生活と遊びに配慮し必要な保育を行っている。特に0歳児に付いては、家庭との情報連携を密にしている。
	第三者評価結果	コメント
A-1-1(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	自我が目覚めてくる年齢なので、自発的な活動ができる様、又、喧嘩や遊びの中で友達との関わりが旨く出来る様、仲立ちをしている。散歩や外遊び等で極力、保育士以外の大人との関わりを持てる様、促している。
A-1-1(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	d	3歳以上は対象外の為、非該当
A-1-1(2)-⑧ 障害のある子供が安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	現在、対象となる子供はいないが、個別の保育計画を作成する等の準備は出来ている。建物・設備等、障害に応じた環境整備に配慮している(バリアフリー等)。特に子供同士の関わりに配慮し家庭と適切な情報伝達や情報共有が出来る様、取組んでいる。
A-1-1(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	子供がやらされ感を持たない様、急かせずに子供主体で行動できるように配慮している。隣が兄弟園となっており、毎日4時半からは3・4・5歳時と合同クラスにしており、年齢の異なる子供が一緒に過ごすことに配慮している。保育士間の引継ぎはチャットを使用し適切に行っている。
A-1-1(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	d	3歳以上は対象外の為、小学校との連携は非該当
A-1-1(3) 健康管理		
A-1-1(3)-① 子供の健康管理を適切に行っている。	a	国のガイドラインに沿った疾病マニュアルは多種揃えており、一人一人の子供の心身の健康状態を把握している。子供の保健に関し保健計画を作成している他、乳幼児健康健康カードにも記録している。保護者とは「キッズリー」ソフトを使い連絡帳や必要な情報をやり取りし、教諭している。SIDS対応として5分に1回様子を確認する様にしている。
A-1-1(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a	健康診断・歯科健診の結果が保健計画に記録され、関係職員に周知されている。又、家庭での生活に生かされる様、保育に有効に反映される様、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。
A-1-1(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子供について、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a	アセスメント時の情報に基づき、アレルギー疾患のある子供に対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を基に、子供の状況に応じた適切な対応を行っている。又、慢性疾患等のある子供に対して、医師の指示の下、子供の状況に応じた適切な対応を行っている。何かあれば保護者にはキッズリーを介して即座に連絡している。

評価結果詳細(さんぴこ保育園)

A-1-(4) 食事		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	食に子供達が興味を持てる様、食育に力を入れている。農家の収穫を手伝ったり簡単な料理やおやつ作りをしたり、食に付いて関心を深める為の取組を行っている。個人差や食欲に応じて、量を加減出来る様に工夫している。最近「はし」使いが始っており、食生活に関する取組に付いて、家庭と連携している。
A-1-(4)-② 子供がおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a	一人ひとりの子供に合わせ、量や好き嫌い等を考慮した献立・調理の工夫を行なっている。給食会議に於いて、残食状況や兼職簿を確認し献立や調理の工夫に反映している。栄養士が立ち会って様子を見守りを行なっている。特産の小松菜は良く出る。
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A-2-(1)-① 子供の生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	家庭との情報交換は、連絡帳含め「キッズリー」と言うアプリで行なっている。各種情報交換はもとより催し時の写真アルバム等も送信される。朝夕の送迎時には必ず声かけをしている。
A-2-(2) 保護者等の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	家庭との情報交換は、連絡帳含め「キッズリー」と言うアプリで行なっているので、何かあれば直ぐに情報交換ができ、記録としても残る。保育時間の急な変更にも柔軟な対応をしている。日常の相談も面談簿に記録され、上長の確認も受けている。
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子供の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	日々の保育の中で身体チェックをする等、変化を見逃さない様、配慮している。虐待の疑いがある場合は、市の子育て支援課に連絡し対応を協議している。朝夕の送迎時にも保護者の観察を行ない、変化を確認している。職員は虐待防止マニュアルに従い保育を実施し、セルフチェックも実行し準備を整え取組んでいる。
A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a	保育内容をかなり詳細に分類された(数百項目)自己評価を職員は年1回行ない、自身の振り返りや保育内容の改善・専門性の向上に結びつけている。振り返りは、月案作成時にも行なわれ、保育に対する意識の向上に繋がっている。